



2024年7月25日

知多エル・エヌ・ジー株式会社

当社浄化槽における排水基準の超過について

(終報)

弊社において、浄化槽から条例基準を超える排水が確認された件について、基準超過の原因を特定しましたので、再発防止対策を講じるとともに、愛知県へ報告を行いました。

1 経緯

弊社は、浄化槽を3基設置しているが、そのうち5人槽の浄化槽について水質検査をしたところ、BOD(生物化学的酸素要求量)値が条例基準値である40mg/lを超過し、110mg/lであることを確認しました。(水質汚濁防止法で定める基準値:160mg/l)

2 基準超過の原因

浄化槽の付帯設備の経年劣化により、ばっ気ブロアが正常に動作せず、浄化の役割を担う微生物が不活性化したことにより、BOD値が上昇しました。

不具合箇所の応急処置を行い、ばっ気ブロアを正常動作させることにより浄化槽の健全性およびBOD値が基準値内であることを確認しました。

3 再発防止対策

経年劣化した付帯設備の取替えを行うとともに保守点検を徹底します。

以上